

滋賀インターンシップ・キャリアデザイン推進協議会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、滋賀インターンシップ・キャリアデザイン推進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、産業界、高等教育機関、行政等が連携を密にしてインターンシップ・キャリアデザインに関する事業を円滑かつ効率的に実施することで、若者の職業意識や勤労観を醸成するとともに、滋賀県内の産業や企業等についての理解を深め、県内企業等への就職者の増加やミスマッチの防止を図ることにより、滋賀県の次代を担う人材を育成・確保することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 本会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) インターンシップ・キャリアデザインプログラムの実施
- (2) インターンシップ・キャリアデザインに関する調査研究
- (3) インターンシップ・キャリアデザインに関する情報の収集および提供
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 本会は、別表に掲げる構成機関により組織する。

- 2 本会に、会長をおく。
- 3 会長は、滋賀県商工観光労働部長をもって充てる。
- 4 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、会長は、必要に応じ構成機関を追加することができる。

(事務局)

第5条 本会の庶務は、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年10月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年9月10日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 31 年 2 月 20 日から施行する。

付 則
この要綱は、令和元年 12 月 26 日から施行する。

付 則
この要綱は、令和 2 年 11 月 16 日から施行する。

付 則
この要綱は、令和 3 年 4 月 21 日から施行する。

付 則
この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。

付 則
この要綱は、令和 5 年 4 月 20 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

構成機関
滋賀県商工会議所連合会
滋賀県商工会連合会
滋賀県中小企業団体中央会
滋賀経済同友会
一般社団法人滋賀経済産業協会
公益社団法人びわこビジターズビューロー
公益財団法人滋賀県産業支援プラザ
一般社団法人滋賀県銀行協会
滋賀県信用金庫協会
滋賀県信用組合協会
一般社団法人滋賀県農業会議
滋賀県立大学
滋賀大学
成安造形大学
聖泉大学
長浜バイオ大学
びわこ学院大学

びわこ成蹊スポーツ大学
立命館大学
龍谷大学
京都産業大学
京都女子大学
京都橘大学
佛教大学
大谷大学
花園大学
追手門学院大学
関西学院大学
同志社大学
専修大学
京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部
京都文教大学
京都文教短期大学
中央大学
近畿大学
神戸学院大学
京都華頂大学
華頂短期大学
日本労働組合総連合会滋賀県連合会
滋賀労働局
滋賀県